



ring ring

令和 6 年度 事 業 計 画

社会福祉法人京都府社会福祉事業団

目 次

		(ページ)
第1	基本理念及び基本方針	----- 1
第2	法人概要	----- 2
第3	事業計画	----- 3

【法人共通】

○ 運営方針

- 1 利用者満足度の向上
- 2 地域や企業、大学等との連携による京都府施策・事業の推進
- 3 人・財力の強化

【施設別】

1.	京都府立 心身障害者福祉センター	----- 8 (障害者支援施設・生活訓練事業所・相談支援事業所・体育館)
2.	京都府立 心身障害者福祉センター（附属リハビリテーション病院）	10
3.	京都府立 洛南寮（養護老人ホーム）	----- 12
4.	京都府立 洛南寮（救護施設）	----- 13
5.	京都府立 東山母子生活支援施設	----- 14
6.	京都府立 視力障害者福祉センター	----- 15
7.	京都府立 桃山学園（障害児入所施設）	----- 16
8.	京都府立 桃山学園（児童養護施設）	----- 17
9.	京都府立 こども発達支援センター	----- 18
10.	京都府 発達障害者支援センター	----- 20

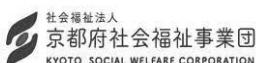
基本理念

- 1 社会福祉施設としての公的責任を果たす施設であること
- 2 利用者の権利を擁護し、利用者本位の、利用者に選ばれる施設であること
- 3 地域福祉の向上のため、地域との連携を図り、地域から信頼され、地域に開かれた施設であること
- 4 主体性のある法人・施設をめざすこと

基本方針

- 1 利用者一人ひとりの満足度の向上を追求し続ける事業団
- 2 地域や企業、大学など様々な主体とともに歩み続ける事業団
- 3 人・財力を高め、強固な組織へと進化し続ける事業団

(中期運営計画～利用者満足度の向上をめざして～で掲げた法人の将来像)



ダークモード

文字サイズ変更

PC-Talker

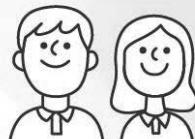
施設ガイド 事業団について リクルート お問合せ

京都府社会福祉事業団について

沿革・事業・組織

情報公開

心をひとつに
京都の福祉を
支えています



わたしたち社会福祉法人は1977（昭和52）年に
設立いたしました。
京都府立の社会福祉施設において
お子さまからお年寄り、
障害がある方や生活課題を抱える方など、
それぞれが持つ、さまざまな事情に寄り添いながら
お一人おひとりをしっかりとサポートしています。

時代とともに変わること
福祉へのニーズ、地域での役割に対応し、
豊かな経験と高い専門性をそなえたスタッフが
心をひとつにして取り組んでいます。

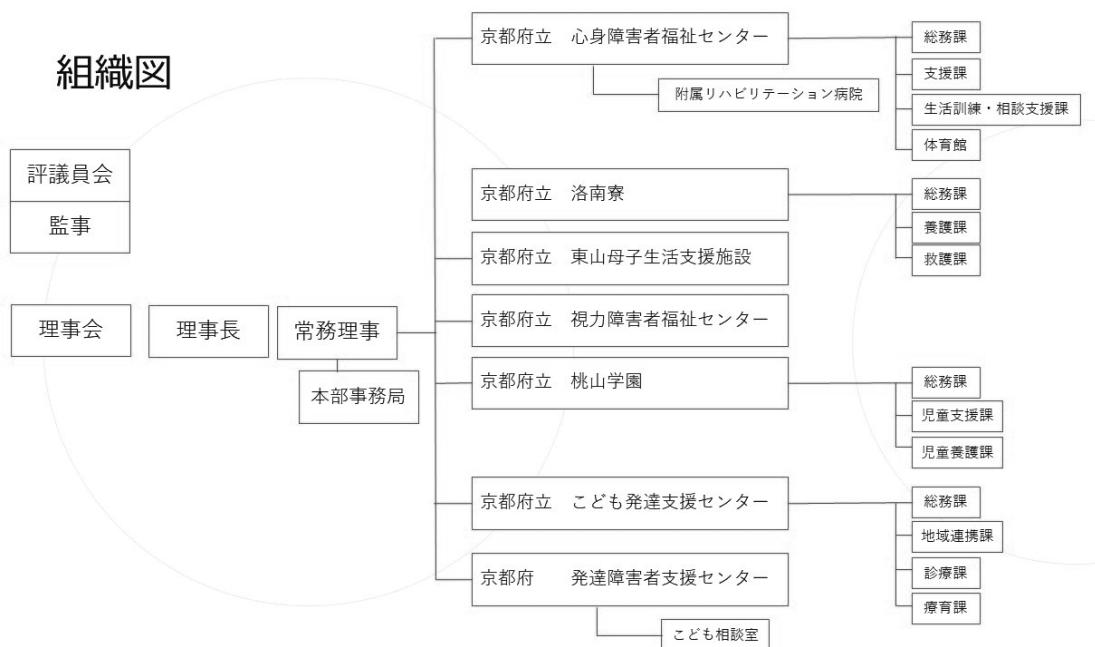
これから先の未来も
よりよい施設であり続けるように
誠心誠意、誇りをもって歩んでまいります。

「～ K（希望） S（幸せ） J（事業団）～」

ホームページをリニューアル（R6年1月）

法人概要

- 法人名 社会福祉法人京都府社会福祉事業団
○代表者名 理事長 中本 晴夫
○資本金 10,000,000 円
○設立年月日 昭和 52 年 8 月 2 日
○主たる事務所 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地
○ホームページ <https://ksj.or.jp/>



主な実施事業

施設名	運営事業
京都府立 心身障害者福祉センター (附属リハビリテーション病院)	障害者支援施設（施設入所・生活介護・短期入所・自立訓練） / 一般・特定相談支援事業/体育館 病院（整形外科・リハビリテーション科・神経内科・精神科・歯科・内科（循環器・泌尿器科）
京都府立 洛南寮	養護老人ホーム / 特定入居者介護事業 救護施設 / 居宅生活訓練事業・認定就労支援事業等
京都府立 東山母子生活支援施設	母子生活支援施設 / DV一時保護事業
京都府立 視力障害者福祉センター	障害者支援施設（施設入所・就労支援事業） / 特定相談支援事業
京都府立 桃山学園	障害児入所施設（福祉型・医療型） / 児童発達支援事業（重症心身障害児） 児童養護施設 / 子育て支援事業
京都府立 こども発達支援センター (すてっぷセンター)	児童発達支援センター（福祉型・医療型） / 児童発達支援事業（重症心身障害児） 放課後等ティーサービス / 保育所等訪問支援 / 障害児相談支援事業 / 診療所（小児科・児童精神科・整形外科）
京都府 発達障害者支援センター (ははたき)	発達障害者支援センター / こども相談室（ぐーちょきぱー）

事業計画【法人共通】

○運営方針

令和6年度は「中期運営計画」期間の後半を迎え、今期の目標達成・進捗状況や次期計画策定を念頭に「3つの将来像」の実現に向けた取組みを推進し、引き続き、理事会や評議員会の円滑な運営をはじめ、社会福祉法に則り適正な法人運営を行う。

第1に、「利用者満足度の向上」では、安心・安全の確保をめざし、虐待・事故の防止や身体拘束・ハラスメントへの対策など人権擁護の取組みをはじめ、自然災害時の福祉避難所機能の検討やBCPに基づく訓練などリスクマネジメントの強化に取り組む。

また、利用者やご家族からの声の反映に努め、介護機器やリハビリ機器、ICT、AIなどの最新技術の積極的な活用等で、より満足度の高いサービス提供に引き続き努める。特に、地域移行については、障害者・高齢者等への相談機能を強化する。

さらに、医療と福祉・介護の連携強化を図る組織体制の整備をはじめ、障害児から障害者へのシームレスなサービス提供、地域包括ケアの推進、総合的リハビリテーション体制の強化など、京都府立の総合社会福祉法人としての強みを生かした取組みを進める。

第2に、「地域や企業、大学等との連携」では、関係自治体等地域との連携はもとより、企業・大学の知見を活用した取組みにも積極的に参画し、地域貢献や公益的な取組みを推進することで、府立施設を運営する法人としての価値を高め、その使命を果たしていく。また、参画した社会福祉連携推進法人（きょうとキャリアサポート）の活動等を通じた他の社会福祉法人とも連携し、京都府の福祉施策・事業の推進に資する。

第3に、「人・財力の強化」では、人材の確保と定着が課題である中、京都府のリハ支援拠点整備を見据え、先駆的な実践を行っている外部機関への実習派遣や視察・人事交流・合同研修の開催、資格取得や研究活動への支援など人材育成を強化し、法人内の職種間連絡会（「看護師連絡会」等）の活性化も図り、職員のモチベーション・資質向上につなげる。

財務面では、全国的な物価高騰・最低賃金アップ等の影響で経費支出の増は著しく、厳しい財務状況が続くが、4月以降の報酬改定を踏まえつつ、効果的な運営や利用者確保等収入の改善や、効率的な運営によるコスト削減等で財務体質の強化に取り組み、収支の均衡・改善を図る。

上記のほか、京都府が策定した「総合リハビリテーション支援拠点施設整備基本計画」の実施に向け、施設運営の将来について議論し、次期指定管理選定に向けた準備を進める。

1 利用者満足度の向上

(1) 人権擁護の取組み

- ・虐待・事故防止・身体拘束・ハラスメントへの対策の徹底
→定期会議の開催、外部委員の参画、法人内で相互牽制

(2) リスクマネジメントの徹底による安心・安全の確保

- 感染症予防対策の徹底
- 自然災害や感染症発症を想定した BCP の見直し・充実
- 福祉避難所機能の整備を検討

(3) サービスの向上

- ・介護機器やリハビリ機器、ICT、AI 等最新技術の活用
→ベッドセンサー（眠りスキャン）・ウェルウォーク（歩行訓練機器）等の導入や、リフター活用によるノーリフトケアの推進等
- ・介護予防や心理ケア等専門職種による支援の充実
→洛南寮養護老人ホームでの作業療法士の常勤化や、東山母子生活支援施設での心理担当職員の常勤化
- ・地域移行の取組みを推進
→障害者・高齢者等に対する相談支援窓口の整備をはじめ、東山母子生活支援施設や桃山学園児童養護施設に配置の自立支援担当職員による関わりの充実
- ・小規模グループケアの拡充
→桃山学園障害児入所施設にて本格実施（定員30名→27名）
障害特性等個々の特性に応じたグループごとの生活を充実
- ・医療と福祉・介護の連携強化
→障害児から者へ切れ目ない支援（こども発達×リハ病院）
→地域連携室と相談支援事業所との連携による地域包括ケアの推進
→法人内同一職種間（理学療法士・看護師等）での連携を推進

2 地域や企業、大学等との連携による京都府施策・事業の推進

- (1) 関係自治体をはじめとする地域との連携
- (2) 企業や大学の知見を活用した先進的な取組み
 - 京都府内企業の健康・福祉機器開発への協力等
 - 京都府内大学が行うリカレント教育への協力等
- (3) 地域貢献や公益的な取組みの推進
 - 生活困窮者への認定就労訓練事業（洛南寮）
 - 地域の保健・福祉活動への協力支援（健康講座開催等）
- (4) 他の社会福祉法人との連携強化
 - 参画した社会福祉連携推進法人（きょうとキャリアサポート）での人材育成・確保の取組みを推進

3 人・財力の強化

- (1) 人材確保と定着の推進
 - 法人や施設の魅力を積極的に発信
 - 「KSJ ブランディング事業」を実施し、法人の価値を発信
「FUKUSHI つながるクリエイト」（利用者による創作活動の促進・法人内連携の充実）の開催（12/21 予定）
 - 学校別リクルーターによる人材確保活動
 - 効果的なインターンシップ・実習生の受入れ
 - 法人独自のインターンシップの活用と実習生受入れ窓口の一本化
 - NPO 法人 Ubdoce と連携した福祉留学の受入れ
- (2) 人材育成の強化及び人事制度の改革
 - 「KSJ スターティングケア」（新規採用職員育成システム）の見直しによる新規採用職員へのサポートの強化
 - 資格取得支援制度の活用促進
 - 実践・研究活動への支援
 - 他の社会福祉法人との人事交流
 - 施設別経営実績に応じた給与待遇の検討

- (3) 子育て支援や働きやすい職場環境づくり
 - 女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」及び子育てサポート企業としての「くるみん認定」の取得
 - 年休等の休暇簿、給与明細等のペーパーレス化の検討
- (4) ハード面・ソフト面ともに、施設の特色・資源を最大限に活用し、様々な課題等に対応する等施設利用の促進
 - 経営改善検討チームの活動推進
- (5) 内部管理体制の強化等によるコンプライアンスの徹底
 - 会計監査人による指導
 - 利用者財産管理体制見直しと適正化
 - 研修開催によるコンプライアンスの徹底

医療と福祉・介護との連携による地域包括ケアの推進をめざし、京都府が策定した「総合リハビリテーション支援拠点施設整備基本計画」の実施に向け、次期指定管理選定準備として施設運営の将来像構築議論を推進

→「京都府リハビリテーション支援拠点整備に係る検討会」での議論や組織体制の見直し等の実施

事業計画【施設別】

1. 京都府立 心身障害者福祉センター（支援施設・生活訓練・相談支援・体育館）

□ 運営方針

障害者支援施設「あしはらの丘」では、利用者の人権を尊重し、安心・快適で質の高い暮らしを営んでいただくとともに、自立をめざした身体機能・生活能力の維持・向上を支援する。また、公立施設として、医療的ケアや強度行動障害に対するニーズに応えられるよう、必要な人材育成を行うことや、併設の附属リハビリテーション病院や相談支援事業所 TOMO と連携した地域移行の取組みの推進、体育館や外部の事業所との連携による日中活動の充実等、利用者満足度の向上に努める。



生活訓練事業所ひまわりでは、附属リハビリテーション病院の高次脳機能障害外来や地域の各種機関と連携し、社会復帰や復職を希望されている高次脳機能障害者を対象とした専門的な自立訓練・家族支援を行う。また、将来構想を見据えて、他団体とのネットワーク構築に努める。

相談支援事業所 TOMO では、当センター障害者支援施設や附属リハビリテーション病院の利用者をはじめ、近隣の障害者支援施設の利用者が適切に障害福祉サービスを利用できるよう、利用者のニーズを反映した計画作成や相談支援を実施する。また、将来構想を見据えて、附属リハビリテーション病院地域連携室との更なる連携強化を図る。

体育館（サン・アビリティーズ城陽）では、京都府南部地域における障害者等のスポーツ・レクリエーションの活動拠点・地域交流施設としての役割を果たすとともに、当センターの体育施設として、利用者の身体運動や日中活動の支援を行う。

また、パラ・パワーリフティングのナショナルトレーニングセンター（NTC）指定施設として、附属リハビリテーション病院による医科学的サポートと併せて競技団体の強化合宿等の活動を支援する。



□ 重点事項

(障害者支援施設)

- 日中活動の3つの柱（機能訓練・レクリエーション・創作活動等）のひとつである創作活動等（名称：ワークセンターあしはら）の充実
 - ①ものづくり（陶芸・フラワーアレンジメント）や農業の活動の定期開催
 - ②ショップあしはら（施設内売店）の再開…運営体制の見直し
- 痰吸引、経管栄養等医療的ケアの導入に向け、積極的に研修を受講（2名/年）するとともに、看護師確保により支援提供体制を充実
- 附属リハビリテーション病院と共に利用者の機能、意欲等の定期的なスクリーニングを実施し、情報共有し、必要に応じて医療リハを実施することで、身体機能の維持・向上に努め、地域移行に向けた支援を実施
- 安心・安全な介護と職員の介護負担軽減をめざし、リフター等介護機器を活用し、ノーリフティングケアを推進
- 利用目標 月末在籍者数 48名
 短期入所利用 新規2名（延べ4名）
 日中通所利用 新規2名（延べ4名）

(生活訓練事業所 ひまわり)

- 評価ツール（社会生活の自立度評価指標（SIM）・幕張版ワークサンプル（MWS））で利用者個々の自立生活度や職業作業別の特性・力を訓練前後で評価することにより、効果的な自立支援プログラムを実施
- 「ひまわりプロジェクト」として事業所で育てたひまわりの種を配布し、花を咲かせてもらうことで関係機関や地域とのつながりを構築
- 利用目標 新規利用者 4名
 登録利用者数 12名
 1日平均利用者 3.8名

(相談支援事業所 TOMO)

- 施設利用者や病院患者の地域移行をめざし、相談支援員のスキルアップを図るとともに、地域連携室との定期連絡会の開催等で連携強化

(体育館 サン・アビリティーズ城陽)

- パラスポーツへの普及促進に努めるとともに、パラ・パワーリフティングの強化合宿等活動を支援
- 地域住民を対象とした福祉イベント等への参画やスポーツ体験会等の開催

2. 京都府立 心身障害者福祉センター（附属リハビリテーション病院）

□ 運営方針

京都府南部地域において、附属リハビリテーション病院の特色を生かした医療サービスを、京都府立医科大学附属病院と連携して提供することで、地域の皆様の健康と快適な暮らしを支え、信頼される病院運営に努める。また、京都府の総合リハビリテーション拠点としての整備構想も踏まえ、業務内容や職員体制の見直し、多職種職員間の連携強化、病院の稼働率向上、病院業務全般のマネジメントを行うことで、医療・介護・福祉の連携や地域移行支援などを推進する。



加えて、地域に根ざした活動に重点を置き、地域住民の方々や各種団体等と連携し、出前講座や医療・健康に関する講座の開催、相談対応など積極的な地域貢献に努める。

さらに、京都府南部地域の「高次脳機能障害対応医療機関」の中核医療機関として、地域連携室や生活訓練事業所ひまわりと連携し、高次脳機能障害患者の社会復帰を支援する役割を果たしていく。

□ 重点事項

- 地域連携室による入退院支援や医療・福祉制度等の相談対応、他の地域連携室や地域包括支援センターとの連携強化（対応患者40名/月）
- 高次脳機能障害専門外来と生活訓練事業所ひまわりとの連携強化（生活訓練事業所ひまわりへの紹介 5名/年）
- 介護予防やリハビリ機能の充実をめざし、院内で「ロコモセンター」を開設し、身体機能の評価の実施等を開始（新規）
- 新規患者獲得に向け、入院患者の周術期口腔ケアや、一般の受診が困難な障害児（者）の歯科治療、障害児の歯科検診や歯と口腔の健康に関する学習会を開催（対象=子ども発達支援センター保護者・桃山学園児童）
- 障害児から障害者までシームレスな支援をめざし、子ども発達支援センターセラピストとの合同研究成果の実践、症例受入れ等連携強化
- 入退院支援や医療福祉制度等の相談への対応を行うとともに、他医療機関の地域連携室や地域包括支援センター等との連携を強化（相談40名/月）
- リハビリ機能強化をめざし、「ウェルウォーク（歩行訓練機器）」他、リハビリに係る最新機器等の積極的な導入を検討

○ 利用目標	1日あたりの外来患者数 平均 70名
	1日あたりの入院患者数 平均 15名
	新規障害児（者）歯科患者 15名/年
	周術期口腔ケア 30名/年

3. 京都府立 洛南寮（養護老人ホーム）

□ 運営方針

地域において様々な生活課題や福祉課題を抱えた方に対して、心身ともに健康で安心・安全な日常生活を営めるよう支援するとともに、社会復帰の促進を図る。要介護者に対しては、特定施設入居者生活介護サービスとして、介護支援や機能訓練、余暇支援を行い、その充実に向けて必要な職員のスキルアップにも努める。



また、ICT機器や記録システム、介助機器等を積極的に導入・活用し、職員間の情報共有や有事における迅速な対応、ノーリフトケアの推進等でサービス向上と業務効率化・職員の負担軽減等につなげる。

さらに、地域に向けては、高齢者に対するDV・虐待被害等緊急課題への迅速対応等で、地域から信頼される施設づくりをめざす。

□ 重点事項

- 認知症や精神疾患を有する方の増加に対応するため、所内外の研修へ積極的に参加し、専門知識や技術を身に付ける等職員のスキルアップに努め、併せて入院可能な精神科病院（地域連携室）との更なる連携強化と、精神科病院退院者の積極的な受け入れを推進（病院との定期協議開催）
- 専任化する専門職（作業療法士等）により、介護予防の取組み（体操・リハビリ等）を推進
- 「介護機器・IT機器等導入検討チーム」を中心に、インカムや記録システム、リフター等機器の円滑な運用と、新たに見守り機器「眠りスキャン」を導入
- 定員充足に向けて、入所相談への迅速な対応や追跡と、関係機関への入所状況の発信、措置機関との情報交換等を実施
- 入所者の介護度に応じて、より安全な介護を提供できる介護保険施設への転出や施設内の特定施設入居者生活介護サービスの利用契約を締結
- NPO法人 Ubddobe 運営の「福祉留学」への参画で、福祉に関心ある方を短期間受入れるとともに、製作した施設紹介動画のネット公開により、全国から多様な人材を積極的に受入れ
- 利用目標 施設入所率 85%
(うち特定入居者生活介護 契約者 30名)

4. 京都府立 洛南寮（救護施設）

□ 運営方針

生活困窮等様々な生活課題や福祉課題等を抱え総合的支援を必要とする方が、心身ともに健康で安心した暮らしができるよう、一人ひとりの人権を尊重し、地域社会での自立をめざす支援や訓練を行う。特に、救護施設に求められる循環型セーフティネット機能として、洛南寮式自立支援プログラムによる地域生活移行の推進や、状況に応じた他施設等への移行、退所者への相談支援等アフターケアも行い、その充実に向けて必要な職員のスキルアップにも努める。



また、ICT機器や記録システム、介助機器等を積極的に導入・活用し、職員間の情報共有や有事における迅速な対応、ノーリフトケアの推進等でサービス向上と業務効率化・職員の負担軽減等につなげる。

さらに、地域に向けては、緊急課題への迅速な対応や一時入所の受け入れ等で地域課題に対応することや、生活困窮者自立支援制度に基づく認定就労訓練を継続することで、地域から信頼される施設づくりをめざす。

□ 重点事項

- 洛南寮式自立支援「ホップ（施設内就労）・ステップ（生活訓練）・ジャンプ（居宅生活訓練事業）」による入所者の自立支援を促進（2名/年）
- 統合失調症等精神疾患や発達障害を有する方に対応するため、所内外の研修へ積極的に参加し、専門知識や技術を身に付ける等職員のスキルアップに努め、併せて入院可能な精神科病院（地域連携室）との更なる連携強化と、精神科病院退院者の積極的な受入れを推進（研修参加5回/年：病院との定期協議）
- 施設外就労の促進や施設内就労における新製品の開発、販路拡大等、勤労意欲向上に向けた取組みの実施（2か所増）
- 利用者の安全と自立、職員の介護負担軽減のため、「介護機器・IT機器等導入検討チーム」を中心、インカムや記録システムの円滑な運用
- 一般就労が困難な方を受け入れ就労を支援する認定就労訓練事業を継続するとともに、契約自治体の増を推進（3市町村）
- 利用目標 施設入所率 95%



5. 京都府立 東山母子生活支援施設

□ 運営方針

DV 被害や虐待などの課題を抱えて入所した母子に対して安心安全な生活環境を提供し、母子が地域社会で自立できるよう、児童の健全な成長・発達と、母親の生活、養育、就労を支援する。

精神疾患を有する方や特定妊婦、若年母への支援等、母子生活支援施設に求められるニーズは多様であり、緊急性も高いことから、引き続き迅速な入所受入れに努めるとともに、職員においても、専門研修への参加や所内研修の開催等で必要な知識や技術の取得に努め、関係機関との情報共有や相談等を細やかに行い連携し、母子をとりまく機関同士で一体となった支援をめざす。

また、退所後の母子に対する転居先への訪問や相談対応等、自立支援担当職員によるアフターケアの充実や、令和6年度から常勤化する心理担当職員による心理的ケアの充実にも取り組む。



□ 重点事項

- 心理担当職員を常勤配置し、入所後のメンタルサポートや子育て、就労に向けての不安等抱える母子への心理的サポートを充実
 - 自立支援担当職員により、退所者訪問・相談対応を通じて、入所時からの継続した養育支援や母の自立を支援（20世帯に月1回以上訪問等）
 - 育児に困難さを抱える精神疾患を有する方や特定妊婦、若年母を受け入れ、関係機関と連携して養育能力の向上を支援
 - ケース検討会議にスーパーバイザーが参画し、専門的視点からアドバイスを受け、支援を充実（個別ケース/随時）
 - 「マザーズジョブカフェ」、「京都ひとり親家庭自立センター」等との連携による就業支援の強化
 - 「母の会」等にて集約した利用者からの声への迅速な対応による利用者満足度の向上
- 利用目標 施設入所率95%



6. 京都府立 視力障害者福祉センター

□ 運営方針

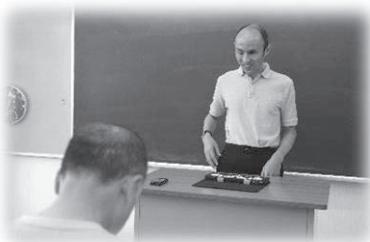
- ① 高い知識・技術を有するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の養成のため、教育訓練の充実、強化を図る。
- ② 安心して勉学に取り組める環境づくりに努め、利用者全員の国家試験合格や卒業後の就労を目指す。
- ③ 卒業後における知識・技術の維持・向上に向けた研修会等を行う。
- ④ 職員の資質向上と職員間の連携強化に努める。
- ⑤ 体験見学会の開催や活発な広報活動、関係機関との連携強化により利用者増を目指す。
- ⑥ 人権擁護、虐待・事故・身体拘束防止、リスクマネジメントを職員一体となって取り組む。



また、防災面での連携や施設機能の還元等を行い、地域に信頼される開かれた施設を目指すとともに、新たな福祉サービスの提供など、多様な視覚障害者の支援ニーズに向けた取組みを検討する。

□ 重点事項

- 利用者満足度向上を目指し、個別面談にて定期的に声を聞き、学習や生活上の不安や悩み等を支援（4回/年）
- 職員のスキルアップと人権意識向上を図るために、授業内容改善会議（2回/年）や教員相互の授業見学（9月から11月）、スキルアップ研修や人権擁護研修を開催
- 法人理念や施設の運営方針を再度職員間で共有し、コミュニケーションの活性化を図るとともに、将来構想の議論を行う中で、視覚障害者が抱える日常生活や就労上の課題やニーズへの対応を行える新たな福祉サービスの提供について検討
- 利用者確保に向けて、体験見学会の開催や福祉事務所、障害者職業相談室、相談支援事業所等への利用者掘り起こしの取組みを推進
- 利用目標 就労移行支援（養成施設） 利用者数20名
施設入所支援（宿舎利用） 利用者数10名



7. 京都府立 桃山学園（障害児入所施設）

□ 運営方針

児童の健やかな成長と家庭復帰・社会的自立を目指し、基本的生活習慣や社会性の習得等、個別の課題と向き合い、個別支援計画に沿って支援する。

支援に当たっては人権擁護・虐待防止を基本姿勢とし、研修等で職員の意識向上に努め、保護者や地域、外部関係者に開かれた施設運営を行うことで、安心・安全な施設生活を目指す。

特に、児童の障害特性に応じた小規模グループケアの充実により、自主性や心の安定を図るとともに、強度行動障害児に対する支援体制の強化や、入所児童の家族に対する相談援助や親子関係再構築にも取り組む。

さらに、地域と一緒に連携を図るため、積極的な情報発信や地域行事等への参加など、開かれた施設づくりや地域と一体となって児童を育てる環境づくりに努める。



□ 重点事項

- 本格実施させた小規模グループケアについて、小規模グループケアフロアリーダーを中心に、壁面装飾などの室内環境整備や独自メニューでの調理等各種プログラム等のさらなる充実を推進
- 将来的な実施を目指すサテライト型小規模グループケアについて、先進施設の視察調査や、対象児童や事業内容を示す計画の策定等検討
- 強度行動障害児への支援体制の強化を目指した、強度行動障害支援従事者研修修了者による実践研修の実施や、各種研修の受講（児童発達管理責任者等資格取得研修など）、外部アドバイザー（分野別）との事例検討会開催により職員の専門性向上を推進
- 令和5年度に新たに実施した「保護者のつどい」を継続開催し、家族への相談援助を行うとともに保護者間の交流の活性化を推進
- 児童養護課に配置の自立支援担当職員と連携した、高等部卒業予定児童への進路指導の実施
- 地震発生に備えた「桃山学園総合防災訓練」（炊き出し、避難等）の実施（1回/年）



- 利用目標 施設入所率 85%

8. 京都府立 桃山学園（児童養護施設）

□ 運営方針

社会的養護を必要とする児童が、健やかで豊かな人間性・社会性を身につけて地域社会で自立することを目指して養育する。京都府発出の「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」を踏まえ、関係機関や地元団体等と連携を図り、家庭における環境に近づけるべく施設機能を強化し、様々な人の関わりや生活体験を通して自己肯定感の回復、形成に取り組み、児童の健全な成長を支援する。



また、国の進める「施設の地域分散化・多機能化」の取組みについて具体的な検討をはじめること。

職員の専門的知識・技能の習得等に努め、児童一人ひとりのニーズに合ったケアを充実させるために、多種多様な機関や職種との繋がりを強化し、多面的なサポートを行う。

安全委員会方式《外部機関（学校／児童相談所など）と施設職員で組織した委員会》による「児童と共に暴力を無くし、安心・安全な施設生活を維持するための取組み」を継続するとともに、令和4年度から3ヶ年計画で実施している人権擁護研修の開催等、外部機関や地域委員の力を借りながら、風通しの良い施設環境を守る。

□ 重点事項

- 地域での生活をイメージすることや自己肯定感を高めること、また、自立を間近に控えた児童に対するプレ生活を目的に、施設から離れた場所での生活体験を実施
- 地域小規模児童養護施設の設置を目指し、先進施設等への視察等を実施
- 自立退所を控えた児童や退所後の児童に対し、自立支援担当職員が中心となり、円滑な地域での生活への移行を支援
- 地域における子育て課題へ対応する機関としての役割を強化し、将来的には児童家庭支援センターの設置を見据え、京都府や関係機関との連携・協議を強化
- 京都中小企業家同友会との連携による就労体験を通じて、大人との関係づくりや社会生活への意識を醸成（定例報告会の開催1回/月）
- 様々な年齢層の児童や多様な特性のある児童への専門的な支援が行えるよう、職員のスキルアップ・情報共有を目的に法人内実習を実施
- 利用目標 施設入所率 95%



9. 京都府立 こども発達支援センター

□ 運営方針

京都府南部地域における障害児療育の中核的拠点として、診療・療育・相談支援等各分野の専門スタッフが連携し、総合的な発達支援サービスを提供することにより、こども達の健やかな成長と発達を目指す。

医療・保健・教育機関との連携により、初診待機期間の短縮を図るとともに、肢体不自由児の総合的なサポートを視野に、附属リハビリテーション病院との更なる連携を推進する。放課後等デイサービス事業や京都府発達障害者支援センターこども相談室との連携による学童期以降の発達障害児への支援についても引き続き充実させていく。



児童発達支援事業での福祉型における就学前後の年長児への対応の充実に加え、医療型では、0歳児の受入れを行うとともに、重心への通園につなげることを想定し、居宅訪問型児童発達支援事業を行う。放課後等デイサービス事業における不登校傾向の児童への対応等地域のニーズを踏まえ、引き続き充実に努める。

地域支援については、発達障害に関する講演会の開催や関係機関への講師派遣及び地域医療機関や地域療育施設と障害児が通う保育所等へのサポート強化に努めるとともに、障害児相談支援事業や保育所等訪問支援事業により、児童発達支援センターが有する機能を積極的に地域に還元していく。

最後に、厚生労働省が検討している児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業を含む児童発達支援センターの在り方について、国の方針を踏まえつつ、定員や職員配置、療育のあり方等について経過措置期間中に具体的検討を進める。

□ 重点事項

- 児童福祉法改正で示された、新たな児童発達支援センターの機能や役割を果たすべく、施設のあり方や運営体制等について京都府と法人で連携して検討
- 療育部門において、児童の年齢や家庭状況を考慮し、保護者ニーズに沿った通園形態・頻度など柔軟に対応し、土曜日開所の検討も行いながら、より多くの児童の受入れを推進
- インクルージョンの推進を目指し、地域の幼稚園・保育所や学校などを積極的に訪問して児童に係る情報共有や療育的対応の支援等を通じて連携を強化
- 初診待機期間の短縮をめざし、発達障害児支援に係る医療・保健・福祉・教育等が連携できるよう、新たに作成した学齢児の情報提供書、問診票様式の活用を京都府とともに促進
- 医療的ケア児コーディネーター（看護師）により、地域への支援を計画し、

京都府南部地域の医療的ケア児への相談支援や移行支援を実施（介入ケース5件/年）

- 理学療法の利用者が18歳（高校卒業）に達した後も、適切な支援・治療が受けられるように、附属リハビリテーション病院と共同作成した紹介パンフレットの活用による円滑な移行を推進するとともに、両施設のセラピストの知識・技術向上を目指した実地研修を実施（1～2回/年）
- 地域医療機関のセラピストが、小児リハビリテーションを学ぶ場所として、「京都府リハビリテーション専門職受入研修」を実施（新規）
- 教育機関における発達障害者支援の強化を目的とした、医師による学校単位での研修検討（新規）
- 地域の相談支援事業所と連携した相談援助の実施や、こども家庭センター等と連携した発達に関する養育相談の支援など、地域との連携強化（新規）

○ 利用目標 （児童発達支援）

- 福祉型 17.8名/日
- 医療型 4.0名/日
- 重症心身障害児 0.2名/日

（診療部門）

- セラピー実施人数 延760名/月
- 心理検査件数 70件/月
- 心理面接 30件/月
- 初診待機期間の抑制 3ヶ月程度

（放課後等デイサービス）

- 利用者数 10名/日（利用率100%）
- 契約者数 45名



10. 京都府 発達障害者支援センター

□ 運営方針

京都府内における発達障害支援の専門的・中核的拠点施設として、発達障害のある本人とその家族が地域で安心して豊かに生活できるよう、府内6か所の圏域支援センターへのバックアップを通して、地域のニーズに合った相談支援・発達障害支援事業の構築、発達障害についての普及啓発を行う。



また、地域の発達障害者支援ネットワーク構築に携わる地域支援マネージャーへのサポートを行うとともに、各分野関係機関と連携し、発達障害者支援に携わる専門職へのニーズやあるべき姿についても今一度、京都府とともに検討する。

「こども相談室」においては、発達障害児相談支援拠点施設として、医療・教育・福祉との連携をさらに強化するとともに、保護者支援の取り組みを強化する。

□ 重点事項

- 京都府内における発達障害相談体制強化をめざし、困難ケースに対する相談支援のスーパーバイズや各種会議参加により、京都府内6箇所の圏域支援センター（地域支援マネージャー）へのサポートを実施（訪問：2回/年）
- 思春期ペアレントトレーニングや保護者の集いの場、勉強会、ペアレントメンター（自らも発達障害児の子育てを経験し一定の研修を受講した保護者）事業を活用する等で、保護者支援の強化
- 就労、教育、医療、福祉等、異なる機関連携ケースに対する相談や訪問、コンサルテーションの実施や、専門職能団体との発達障害者支援を柱とした連携を推進
- 外部研修等で研鑽を深め、職員の専門性向上の取組みを推進
- 発達障害児相談支援拠点施設である「こども相談室」について、児童福祉法改正により機能や役割の見直しが図られる児童発達支援センター（こども発達支援センター）との連携を見据え、京都府や法人内にてあり方や運営の方向性についての検討を実施



<https://ksj.or.jp/>



社会福祉法人京都府社会福祉事業団

〒604-0874

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地
京都府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）6階
TEL:075-222-2212 FAX:075-222-2236